主任等の命課返上と主任等の指導を拒否する通告書

および　教育業務連絡指導手当請求権放棄書

主任制度と主任手当は、教育の国家統制と教職員の分断を企図したものであり、私たちは断じてこれを容認することができません。また、学校は、憲法・教育基本法・「子どもの権利条約」の示すところに沿って教育活動を行うものであり、教職員の自立性・創造性に立脚し、教職員集団の総意によって運営されなければなりません。

したがって、私たちは、改悪学校管理規則にもとづく主任等はもちろんのこと、学校長が一方的に決定した学校運営組織による分断の命課については、これを返上します。

仮に学校長が主任等を命課したとしても、私たちは、その該当者の主任としての連絡調整・指導・助言を受けないことを通告します。

また、私たちは、札幌市立学校教育職員の給与に関する条例第一九条及び、札幌市立学校教育職員特殊勤務手条例第六条にもとづく教育業務連絡指導手当について

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの請求権を放棄します。

よって、今後私たちに対する上記手当支給にかかわる一切の事務処理を行わないよう要請いたします。

なお、教育業務連絡指導手当が支給された場合、その返還方法については北海道教職員組合に一任します。

年　　月　　日

札幌市長　様

教育長　様

学校長　様

通告者および放棄者署名

所属学校　　学校

職	名前	職	名前	職	名前